



特集 地域が見守る・気にかける みんなで防ぐ虐待 (児童・高齢者・障がい者)

児童 11月は児童虐待防止推進月間です

気づくのはあなたと地域の心の目 ～子どもの笑顔を守るために～

児童虐待事件が連日のように報道されていることなどから、児童虐待に対する社会的関心がさらに高まり、相談件数が増えています。相談内容については虐待についてが増加傾向にあります。

また、いち早く発見し、支援の手を差し伸べるためにも社会全体の協力が求められています。あなたは、親への「育児をいつでもお手伝いします」「あなたの子育てを見守っています」というメッセージの送り手なのです。



高齢者 無意識のうちに虐待になっていませんか？

高齢社会を迎え自宅で介護を受ける方も年々増えています。しかし、その一方で介護疲れや責任感の重さから介護者が無意識のうちに虐待行為をしてしまうケースも少なくありません。

うまくできないことや理解ができないこと、忘れてしまうことなどを責めたり、怒ったりしていませんか？虐待とわかっていてもどうしたらよいかわからない。介護には人それぞれ悩みがつきものです。一人で抱えこんでしまうとそれがストレスとなって虐待につながりやすくなり、自分の体調も崩れてしまいます。

悩みは、話せば楽になることも多いので家族や信頼のできる友人、専門機関等で話を聞いてもらいましょう。



障がい者 御存じですか？障害者虐待防止法

障がいのある人の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されています。

「障害者虐待防止法」は正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。障がいのある人が自立し社会参加していくうえで、虐待が大きな妨げになっていることは、以前から問題になっていました。そこで、虐待の防止を徹底させようと作られた法律です。

虐待の種類として、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者(障がい者を雇用している事業者(上司等)による虐待)があります。



地域でできること

近年、高齢者のみの世帯が増えており、世帯だけでは解決しづらい状況になっています。例えば日常的に「挨拶」「声掛け」などを行い、「いつもと違う」「なにかおかしい」と感じる人を発見したら、専門の相談機関等へ連絡するなどのゆるやかな見守りを実践することも地域で住民同士が支え合う「互助」の一つです。



虐待を発見したら通報・相談を

虐待をなくすために、私たちができること ～わたしたちひとり一人の気づき・行動が大切～

●虐待を他人事と思わない

～自分にも起こりうる身近な問題であると認識する～

●虐待かなと思ったら連絡する

虐待を受けていても自覚がない。被害を訴えることができない場合もあり、とりかえしのつかないことになりかねません。

「限度を超えているのでは?」「なんとなく様子がおかしい。不自然」と感じたらお知らせください。

通報は、誤報でも罰せられません。匿名でもかまいません。通報した人の秘密は守られます。

●通報の際には…わかる範囲でお知らせください

- 1 対象者の名前、年齢、性別等
- 2 保護者の氏名・住所(児童の場合)
- 3 虐待の状況 いつ頃、どこで、誰から、どのように
- 4 けがやあざはありますか(わかっている範囲で結構です)

その際に必ずしもではありませんが、お知らせ後、安全確認をすることとなります。対象者が特定できない場合等に再度確認することがありますのでお名前、ご住所を教えてください。

通報後は関係機関、場合によっては警察と連携し、対応していきます。

虐待(児童・高齢者・障がい者等)に関する相談窓口

●村の相談窓口

すこやかセンター内保健福祉課(保健センター・地域包括支援センター)

夜間・祝祭日は、飛島村役場 宿日直対応

●村外の相談窓口

【児童】

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

(お近くの児童相談所につながります)

【高齢者】認知症の方の対応等の相談

家族会認知症の電話相談110番 ☎0120-294-456

(月曜～金曜午前10時～午後3時 土曜・日曜及び祝日を除く)

